

3 県の新規事業について

(1) 児童デイサービス事業所への職員加配事業の創設

経緯又は現状・課題

障害を有する乳幼児期は発達段階において重要な時期であり、個別の障害状況等に応じた専門的な療育指導が必要であり、サービスを提供する側も余裕のある体制が望まれる。また、保護者によっては、完全に障害受容をしていない方もおり、より専門的な個別支援が必要とされている。

県内の母子通園形態をとっている通所型サービスについては、ほとんどが児童デイサービス事業所の指定を受けている。母子通園形態の児童デイサービスについては、発達の事実の確認・家族への療育指導等も含め有効な手段ではあるが、昨今の社会的事情も考慮し、保護者を通わせることの条件を、義務的な位置づけにすることは望ましくない。

児童デイサービスについては、人員基準等、最低基準(利用者15人に対して職員2人等)が実態に即しておらず、運営面に支障が出ており、母子通園を前提に運営体制が整えられている実態もある。

重症心身障害児を受け入れ、指導員等を加配している児童デイサービス事業所については、知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費による補助があるが、マンツーマン対応等、最も人的な支援が必要な、多動・自閉的傾向のある障害児については除外されている。

改革のグランドデザイン案によると、障害児施設(障害児通園施設含)・事業(児童デイサービス含)のサービス体系は概ね5年後の施行を目処に3年以内に結論を出すとされている。また、児童デイサービスの報酬体系については、現行の規模別ではなく、利用回数等に基づく利用料の設定が図られる見通しである。(厚生労働省による経営実態調査が実施される予定)

施設・事業種別	母子通園	現行制度	将来像
児童デイサービス	有	支援費制度	障害者自立支援法(介護給付) 機能・サービスごとの体系
障害児通園施設	無	措置費制度	障害者自立支援法(5年後を目処に移行) 同上

提案する内容

本来、母子通園形態の児童デイサービスについては、設置責任者は市町村であるが、実態に即していない施策・事業の後方支援については、都道府県が担うべきである。また、児童デイサービス事業自体、現行の制度による報酬体系では運営が困難なため、新たな制度(運営可能条件)に移行するまでの間、下記の職員の加配制度等を検討するべきである。

①児童デイサービス事業所への職員加配補助事業の創設

定員数等に応じた基準を設け、必要な職員の配置が可能となるよう補助する。(県補助)

②知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費における対象者の拡大

人的な支援度が高い障害児(マンツーマン対応等)の利用者数に応じて、専門的な支援を行う職員の配置が可能となるよう補助する。(市町村事業・県1/2補助)

その他、根拠法令等

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準

障害者自立支援法案 今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)

知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費補助金交付要綱